

皆様のご意見をお寄せください

日野市路上喫煙禁止条例(素案)に関する パブリックコメントを実施します

日野市路上喫煙禁止条例（素案）について

令和2年（2020年）4月1日より『改正健康増進法』及び『東京都受動喫煙防止条例』が全面施行され、多数の者が利用する施設は原則屋内禁煙となりました。また、喫煙が可能な場所であっても喫煙をする際には周囲に配慮する義務があることから世間での受動喫煙に係る健康意識が高まっています。

加えて、現在多摩地域では分煙環境の整備が進んでおり、多摩26市中、20市がたばこに関する条例を制定しております。日野市においても路上喫煙による苦情や相談の増加や、分煙環境整備に関する請願の採択など条例制定への要請が高まり、たばこを吸う人と吸わない人が共存する社会の形成が求められています。

世間の健康意識や他市の状況等を踏まえ、早急に路上喫煙禁止条例を制定する必要があると考えます。

この度「日野市路上喫煙禁止条例」の素案がまとまりましたので、これを広く公開し、多くの皆様からのご意見をいただきたく、パブリックコメントを実施するものです。

★条例（素案）の主なポイント★

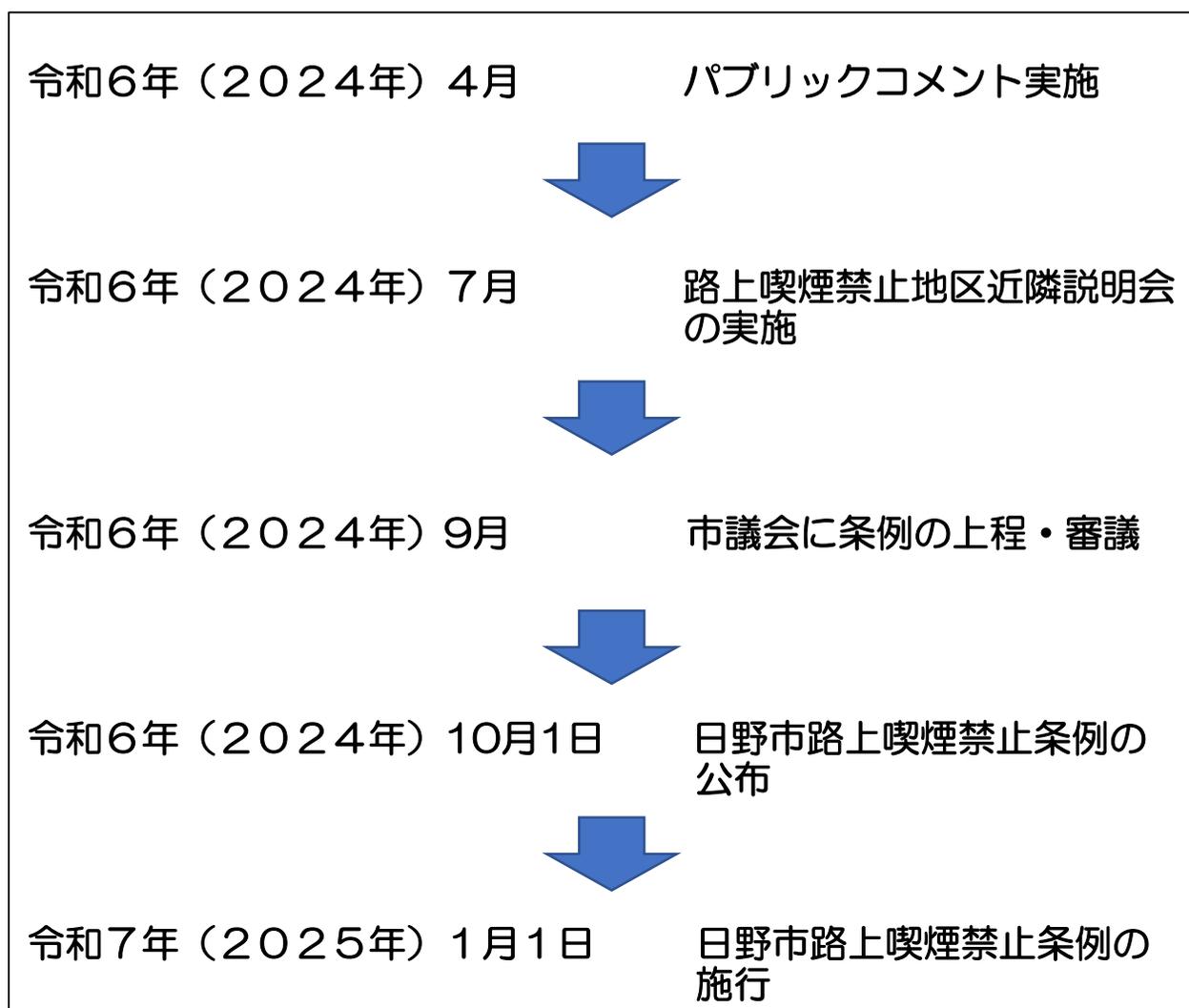
日野市において「**在住**」「**通勤**」「**通学**」「**使用**」「**通過**」等をする方の日野市内全域での歩行喫煙及び路上喫煙禁止区域内での路上喫煙を禁止します。また、路上喫煙禁止区域として設定する場所には公衆喫煙所を設置予定。

- 1) 日野市、市民、事業者、喫煙者の守るべき責務を明示。
⇒3ページ
- 2) 日野市内全域の道路、公園、広場その他公共の用に供されている場所での歩行喫煙を禁止。
⇒4ページ
- 3) 路上喫煙禁止地区を設定、その区域内での路上喫煙を禁止。
⇒4ページ
- 4) 路上喫煙禁止地区での喫煙を行った者に対しての指導・命令・過料を設定。
⇒5ページ
- 5) 公衆喫煙所を日野駅東口広場に設置（予定）。
⇒5ページ

日野市路上喫煙禁止条例（素案）とは・・・

「日野市路上喫煙禁止条例」（素案）は、路上喫煙による受動喫煙等危険の防止について、喫煙者と非喫煙者とが協力し合い、安全な歩行空間を確保することで相互が共存できる快適な地域環境の形成を目的として策定を行います。

今後のスケジュール（予定）



1) 日野市、市民、事業者、喫煙者の守るべき責務を明示。

責務を明確にすることで一人一人が喫煙に関して意識を持ち、より過ごしやすい環境が形成されることを見込み、以下の事項について定める。



【日野市の責務】（条例素案 第3条）

- ・路上喫煙による受動喫煙の危険の防止に関する施策の実施
- ・喫煙マナー向上のための情報発信等啓発の実施



【市民の責務】（条例素案 第4条）

- ・市の実施するたばこに関する施策への協力



【事業者の責務】（条例素案 第5条）

- ・市の実施するたばこに関する施策の重要性を認識し、市と連携した関連施策実施（努力義務）



【喫煙者の責務】（条例素案 第6条）

- ・歩行喫煙及びたばこのポイ捨ての禁止
- ・路上喫煙する際の周囲への配慮

2) 日野市内全域の道路、公園、広場その他公共の用に供されている場所での歩行喫煙を禁止。

【内容】（条例素案 第7条）

- ・何人も、市内全域において歩行喫煙をしてはならない。

【歩行喫煙とは】

道路等において、歩きながら若しくは自転車、原動機付自転車等で走行しながら、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持していること。

3) 路上喫煙禁止地区を設定、その区域内での路上喫煙を禁止。

【内容】

（条例素案 第8条）

- ・市長は不特定多数の人が利用し、路上喫煙が危険であると認められる地区を※路上喫煙禁止地区として指定することができる。
- ・市長は必要があると認めたときは、指定した路上喫煙禁止地区の区域を変更し、又は指定を解除することができる。
- ・市長は路上喫煙禁止地区の指定、区域変更、指定を解除する時は必要事項を告示するとともに周知を図らなければならない。

（条例素案 第9条）

- ・何人も路上喫煙禁止地区の区域内において路上喫煙をしてはならない。
ただし、※市長が指定する場所においてはこの限りではない。

※路上喫煙禁止地区は喫煙所の整備が完了後に指定を想定。

路上喫煙禁止地区および喫煙所は日野市内主要3駅（日野駅、豊田駅、高幡不動駅）を想定。

【路上喫煙】

道路、公園、広場その他公共の用に供されている場所でたばこを吸うこと、または火のついたたばこを所持していること。

【路上喫煙禁止地区】

不特定多数の人が利用し、路上喫煙が危険であると認められる地区。

4) 路上喫煙禁止地区での喫煙を行った者に対しての指導・命令・過料を設定。

【内容】

(条例素案 第10条)

- ・市長は路上喫煙禁止地区内で路上喫煙を行った者に対して、必要な指導をすることができる。
- ・指導に従わない者に対して、必要な措置を命ずることができる。

(条例素案 第11条)

- ・上記命令に違反した者は2万円以下の過料を処す。

5) 公衆喫煙所を日野駅東口広場に設置(予定)。

【内容】

- ・日野駅東口広場に密閉型の公衆喫煙所を設置予定。令和6年(2024年)11月の開設を目指し、令和6年(2024年)4月頃から着工を予定。
- ・日野駅東口広場に公衆喫煙所を設置後、日野駅周辺(半径200メートル程度内にある「商業地域」「近隣商業地域」)を路上喫煙禁止地区に設定(予定)。
- ・豊田駅及び高幡不動駅については設置予定場所の状況及び情勢を注視しながら喫煙所の設置について検討を行う。

条例制定に伴う効果

①健康被害の減少

歩行喫煙及び路上喫煙による受動喫煙の減少

②生活環境の改善

ポイ捨てによる景観悪化、たばこの臭い等の困りごとの改善

③事件事故の予防

たばこに起因する火事、事件・事故の予防

【問い合わせ先】

日野市 環境共生部

環境政策課 環境保全係 (042-514-8298)